

群馬大学理工学系技術部規程

平成 25 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学理工学系技術部（以下「技術部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 理工学部及び研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センターに勤務する教室系技術職員及び再雇用の技術補佐員（以下「技術部職員」という。）の能力及び資質の向上並びに優れた人材の確保及び育成を図るとともに、教育・研究に係る支援業務及び労働安全衛生業務の円滑な遂行に資するため技術部を置く。

(組 織)

第 3 条 技術部に、次の表に掲げる部門及びグループを置き、各部門は技術部職員をもって組織し、各グループは各部門に所属する教室系技術職員をもって充てる。また必要に応じて、再雇用の技術補佐員を各グループに充てることができる。

部門	機械センター部門，機器分析部門，情報電気部門
グループ	安全衛生グループ，作業環境測定グループ，廃液集荷グループ，技術環境整備グループ

(業 務)

第 4 条 技術部の部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究に係る技術支援に関すること。
- (2) 技術職員研修に関すること。
- (3) その他技術に関すること。

2 技術部のグループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 安全衛生に関すること。
- (2) 作業環境測定の計画，実施及び評価に関すること。
- (3) 有害化学物質の処理に関すること。
- (4) その他事業場の環境管理に関すること。

(統括技術長及び副統括技術長)

第 5 条 技術部に統括技術長及び副統括技術長を置き、教室系技術職員の中から理工学部長が指名する者をもって充てる。

2 統括技術長は技術部を統括し、副統括技術長は統括技術長の職務を補佐する。

3 統括技術長及び副統括技術長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(技術長及びグループ責任者)

第6条 技術部の各部門に技術長を，各グループにグループ責任者を置く。

2 技術長及びグループ責任者は，当該部門及び当該グループの技術部職員の意見を参考とした統括技術長の推薦に基づき，理工学部長が指名する者をもって充てる。

3 技術長は，当該部門の業務を統括するとともに所属する技術部職員への技術的指導及び育成等を行う。

4 グループ責任者は，当該グループの業務を統括するとともに所属する技術部職員への専門的指導及び育成等を行う。

5 技術長及びグループ責任者の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合は，前任者の残任期間とする。

(運営委員会の設置)

第7条 技術部の運営を円滑に行うため，理工学系技術部運営委員会を置く。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，理工学部長が行う。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。